募集区分３１
会計年度任用職員（延長保育担当保育士）登録案内

和泉市会計年度任用職員として採用する方を下記のとおり募集します。申込者を登録し、選考の上、採用候補者に個別に連絡します。申込者全員に採用可否を連絡するものではありませんのでご注意ください。また、申込書の記載事項が正しくないこと等が判明した場合、採用を取り消すことがあります。

１　職務内容（和泉市内の公立保育園・認定こども園内朝夕保育業務）

２　申込資格

①対 象 者:昭和36年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格または幼稚園教諭免許を有する人

②欠格事項：次のいずれかに該当する人は申し込むことができません

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ　和泉市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

３　勤務条件

③任用期間：任用日から当該年度末まで（ただし、業務の発生状況により任用期間は異なる）

④勤 務 日：月曜日から土曜日

⑤休　　日：日・祝日

⑥勤務時間：シフトによる（1週24時間以内）
【内訳】平　日：7時00分～9時00分・15時30分～19時00分（1日2回出勤）
土曜日：7時00分～9時00分・11時00分～19時00分（1日2回出勤）

⑦休　　暇：年次有給休暇(任用期間に応じて最大84時間）、特別休暇など

⑧報 酬 額：203,200円/月から　※任用期間に応じて期末勤勉手当(最大年間3.55月分)支給あり

⑨通勤補助：上限5,600円／月（自宅から勤務場所までの距離によります。）
一部の職種については上限260円／日となる場合があります。

⑩社会保険等：雇用保険、健康保険、厚生年金、市条例による公務災害補償（または労災保険）
※各種保険等は勤務時間数等により未加入となる場合があります

※上記は令和8年4月時点のものであり、条例等の改正により変更される場合があります。

４　選考方法

申込者を採用希望者として登録し、その中から書類選考により採用候補者を決定し、個別に連絡します。
その際に面接試験を行います。
採用希望者登録の有効期限は令和9年3月末までとし、欠員や追加採用を行う際に随時採用候補者を決定し連絡します。

５　応募方法・期限

随時受付をし選考します。別紙「会計年度任用職員（保育園)申込書」と保育士証または幼稚園教諭免許状の写しを、郵送、持参またはメールにて、下記「提出先」へ提出してください。

提出先　：〒594-8501　大阪府和泉市府中町二丁目７番５号　和泉市役所こども未来室　（市役所2階）
メールアドレス【hoikushi-bosyu@city.osaka-izumi.lg.jp】提出書類を添付のこと

６　その他

児童福祉法第１８条の３６第３項及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第７条の規定に基づき、特定登録取消者及び特定免許状失効者の該当有無の確認のため、保育士特定登録取消者管理システム及び特定免許状失効者管理システムによる検索を行います。検索の結果、特定登録取消者及び特定免許状失効者に該当することが判明した場合は、採用を取り消します。
・当業務へ従事するに当たっては、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当業務の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

７　問合せ

申込方法等に関する内容、申込資格・勤務条件・職務内容に関する質問はこども未来室（電話：0725-99-8164）へ問い合わせてください。